

説明会で寄せられた主な質問と回答

～制度の概要等について～

NO	質問	回答
1	新しい住所はいつ頃分かるのか。	住居表示実施が令和10(2028)年10月頃を予定しており、その1～2か月前頃に決定した住所を記載した通知書を各戸に送付する予定となります。
2	今使っている住所（旧住所）を覚えておく必要はあるのか。	住居表示実施後は新住所の運用が始まるため、新住所を使用してもらうことになります。
3	詳細な実施予定日は、いつ頃分かるのか。	正式な住居表示実施日については、令和9(2027)年3月から4月頃に告示する予定です。
4	この事業の進捗状況等については、今後どのように情報提供されるのか。	事業の案内は複数回を予定しています。例えば、現地調査のお知らせや実施1～2か月前頃に通知書等の送付を予定しております。
5	「一定の要件を満たす地域」において住居表示を実施するようだが、一定の要件とは何か。	主に、住宅が立ち並び住所が混乱している市街地について実施しております。
6	町会連合会からの要望と記載があるが、住民からの要望に基づき実施しているのか。それとも法律に基づき実施しているのか。	両方にあてはまると考えております。 法律では、市街地で住所が混乱しているような地域で実施することを主旨としています。 今回の事業は、それに加えて二宮・飯山満地区町会連合会から実施の要望を受け、実施の検討が始まりました。 その後、関係町会・自治会と協議した結果、今回提示している案で事業を進めて行くことで話がまとまりました。

～制度の概要等について～

NO	質問	回答
7	住居表示実施は決定事項なのか。	令和5年度から、関係する町会・自治会と協議し、現在提示している案で事業を進めて行くということで話がまとまりました。 市としては、令和10(2028)年10月頃の実施に向けて準備を進めております。
8	最終的には市議会で承認されるなどのプロセスがあるのか。 また、スケジュールはどのような想定か。	最終的には市議会での議決が必要となります。 令和9年第1回定例会（2027年2～3月）での議案提出を目標として進めております。
9	市内の事例で、公示後に当初の案から変更となった例はあるか。	船橋市内での過去の実施例についても、今回と同様に関係する町会・自治会と町名や町境について協議した上で事業を実施してまいりました。 過去の資料等で把握できる限りでは、公示後に関係町会・自治会との話し合いで決まった案から変更があったという事例はありません。
10	船橋市における住居表示の歴史や経過を教えてください。	船橋市では昭和40年頃より市街地から順次住居表示を実施し、現在は市民の約85%が住居表示実施区域に住んでいます。今回の実施予定地域は土地区画整理事業に伴い、町の形が大きく変わる可能性があったため、実施が保留となっていた地域ですが、土地区画整理事業が進み、町の形が明瞭になってきたことから住居表示実施に向けた準備を進めております。
11	私の町会内では周知が足りていないと感じた。 事業を実施するのであれば町会員の意見を確認してほしい。	それぞれの町会・自治会ごとに考え方や運営方法が異なるため、それぞれに可能な範囲で協力して頂きました。 今回の事業実施の検討にあたっては、関係する町会・自治会が集まって協議し、地域一体として事業が必要ということで話がまとまったため、現在提示している案で事業を進めて行くことで話がまとまりました。 事業の周知については、市が各戸に資料を配布し、説明会を開催しております。

～制度の概要等について～

NO	質問	回答
12	今回の説明会について、日程ごとの対象者はどのくらいか。	説明会には日程に関わらず参加できることとしており、日程ごとの人数は把握できませんが、この事業の対象者は約2万人程です。
13	今回の説明会の質問はどのように処理されていくのか。 市議会に提案する際、説明会で出た意見を報告するのか。	主な質問はHPで公開する予定です。 ご意見については、反映できるものは反映したいと考えております。
14	他自治体で同事業を実施した際のトラブルなどを分析したのか。	全国的に広く実施されている事業であり、船橋市内においても広く実施しておりますが、何か問題が生じたという事例は聞いておりません。
15	街区符号は、すべての地域で同一のルールに基づき設定しているのか。地域によって違いがあるのか。	基本的には船橋駅に近い方向から若い番号を設定しております。 道路の形状など、地域の状況に合わせて設定する場合があります。
16	飯山満地区土地区画整理事業区域内に居住しているが、換地処分時に住所が変更されるのではなく、今回の住居表示で住所が変更されるということでしょうか。	換地処分の前に住居表示を実施する予定のため、住居表示実施時に住所が変更されることになります。換地処分より前に住居表示を実施すれば、換地処分時に住所が再度変更されるということはありません。
17	現地調査はどんな人がどんな調査をするのか。自宅への訪問もあるのか。	市が業務を委託した事業者が現地調査を行う予定であり、実施予定区域内の建物の配置や、使用されている住所等を調査いたします。具体的な調査方法は検討中ですが、必要に応じて自宅への訪問調査を行う場合もあると考えております。
18	今後も土地が分かれて新しい建物が建つと、住所がバラバラになっていくのではないかと。 また、大きな家を取り壊され、複数の家が建った場合に重複する住所となるのではないかと。	土地の番号とは別に、建物に対して新しい住所を設定するため、そのような状況になったとしても、地番とは異なり順序良く並んだ住所を設定することができます。 また、住居表示実施時には、大きな建物や空き地等がある場合、ある程度の余剰の番号を設けるなど重複した番号とならないようにしております。 それでも番号が不足する場合は、1番1ー〇号の様に枝番号（一〇部分）を設定できる運用をしております。

～制度の概要等について～

NO	質問	回答
19	他の地区で重複している住居番号があるのはなぜか。	住居表示の制度ができてからしばらくの間は、重複する住所が発生するような付番を行っていたこともありましたが。 現在は、重複が発生しないように住居番号を設定しております。
20	住所が整然と並んでいることで、防犯的な面でデメリットとなったというような事例はあるか。	整然と並んだ住所が原因となり事件が発生したという事例は把握しておりません。

～事業の実施について～

NO	質問	回答
21	今までどおりの生活で何の問題もない。 自身にメリットがない。 手続きが煩雑でメリットよりデメリットが多い。 住居表示は実施しなくてよい。	住居表示を実施すると、住所が順序良く並び宅配等がスムーズになります。また、街区表示板や住居番号表示板が設置されることで、緊急時に自身の場所を把握しやすくなり、緊急通報時に役立ちます。 住民からは「東日本大震災の計画停電時、町が広すぎてどこが該当するか分からなかった。町が細分化されると分かりやすくなる。」「住所を基に安否確認をする際、住所がバラバラだと探せない。」というご意見が出ております。 今、お住いの方には住所変更手続き等でご負担をお掛けしますが、一度住居表示を実施すればその後は恒久的に分かりやすい住所を使用することができますので、地域をよりよくするためにもご協力をお願いいたします。
22	郵便、警察、消防などは住居表示だけに頼らず、既に独自に住居等の場所を探す術を持ち活動しているのでは。	郵便や宅配は、1日に何十件、何百件と回るため、配送時だけでなく仕分けの面からも順序良く並んだ住所の方が良いと聞いております。 また、緊急通報時には通報者が位置情報の提供を許可している場合、警察や消防等がGPS情報を取得できますが、正確な位置を特定できるわけではないということです。街区表示板や住居番号表示板が設置されることで、緊急時にご自身の場所を把握しやすくなり、緊急通報時に役立ちます。
23	住居表示整備事業は宅配事業者のためのものなのか。市は住民のために仕事をしているのではないのか。	最終的な利用者は市民の皆様なので、宅配サービスがスムーズに行われることも市民のためになると考えております。住居表示は地域住民からの要望を受けて実施を検討している事業であり、今回は地区町会連合会の要望を発端として事業を進めております。

～事業の実施について～

NO	質問	回答
24	自身の家のみ対象外にしてほしい。	住居表示整備事業は、住所を分かりやすくするという目的があるため、部分的な実施ではなく、広い範囲での実施を検討する必要があります。今現在、市としては事業の実施に向けて準備を進めていますのでご理解ご協力をお願いします。
25	船橋市が政令指定都市になる場合など、将来的に再度住所変更が必要となる見込みはないのか。	現在、政令指定都市に移行する等、住居表示実施後に住所が大きく変更となるような計画はありません。
26	Googleマップ等に住所を入れるとピンポイントで表示されるが、住居表示を実施する必要があるのか。	住居表示未実施地域は、新たに住宅が建った際、地図に反映されるまで時間がかかります。その場合、広い町の範囲からその1軒を探す必要があります。住居表示実施後は、町が細分化され街区も設定されるので、新しく住宅が建ったとしても街区の中で探せば見つけることができます。 また、1軒のみ探すのであれば可能かもしれませんが、宅配事業者のように複数の物件を回るルートを設定する際には、順序良く並んだ番号になっていたほうがより早く正確に探していくことができます。
27	住所が探しやすくなるというメリットは、今後技術が発達する中でメリットになり得るのか。	住居表示を実施すると、住所が順序良く並び宅配等がスムーズになります。また、街区表示板や住居番号表示板が設置されることで、緊急時にご自身の場所を把握しやすくなり、緊急通報時に役立ちます。 また、住民からは「東日本大震災の計画停電時、町が広すぎてどこが該当するか分からなかった。町が細分化されると分かりやすくなる。」「住所を基に安否確認をする際、住所がバラバラだと探せない。」というご意見が出ております。

～飯山満・七林地区住居表示整備事業の町名・町割りについて～

NO	質問	回答
28	町割りや町名等の案は色々と比較しながら検討されてきたのか。	制度上、新町名については旧町名準拠となるため、飯山満町は飯山満、滝台町は滝台、七林町は七林など、従来の町名を生かした町名・町割り案を作成いたしました。そのため、関係町会・自治会の話し合いにおいて町名や町割り等について特に異論は出ませんでした。
29	町名には歴史的な経緯や文化もあるので今更変える必要はない。	新町名案は従来の町名を生かして設定しております。
30	飯山満南公園の新町名が「前原西 6 丁目」となっている経緯を知りたい。	住居表示実施の際には、基本的に町境を道路や水路等で設定することとされております。飯山満南公園は町境がはっきりしなかったため、新たに道路で町境を設定することになりました。
31	なぜ、飯山満町 1 丁目や 3 丁目で住居表示が実施されない地域があるのか。	住宅の密集度や複数の町名が入り組んでいるなどの理由もあり、関係する町会・自治会との協議の結果、今回の実施予定範囲から外れることになりました。
32	境界近くに住んでいて、どうしてもその隣の町名がいいという場合、どうすればよいか。	住居表示整備事業は、分かりやすい住所を設定する制度となっているため、基本的に恒久的な町境を設定する必要があります。個別具体的な話であれば、個別に話を伺います。

～住居表示実施に伴う本籍の扱いについて～

NO	質問	回答
33	本籍も変更されるのか。	本籍の番号は変更されませんが、町名が新町名に変更されます。
34	住所と本籍の2つを管理することになるのか。 また、住所と本籍を合わせることはできるのか。	住所と本籍は異なるものであり、住所と本籍が一致していない人は多いです。 申請が必要となりますが、住所と同様の「新町名〇丁目〇番」という本籍を使用することもできます。 なお、日常生活で本籍を使用することは少なく、常に覚えておかなければならないというものではありません。
35	本籍が住居表示実施予定地域外にある場合、何か影響はあるか。	本籍が住居表示実施予定地域外にあるのであれば、本籍は変更されません。
36	住居表示実施予定地域外に本籍があるが、戸籍の附票に記載された住所について、何か手続きを行う必要はあるか。	自治体の職権で修正するので、手続きの必要はありません。
37	インターネットで、本籍が自動で変更されない場合もあると見たが、どのような場合か。	土地の分合筆等で消えてしまった地番を本籍として使用している場合が考えられます。そのような特殊な状況の場合は、個別に市から通知する可能性があります。

～実施時の配布資料について～

NO	質問	回答
38	通常の住所変更手続きであれば、住民票の提出を求められると思うが、住居表示実施に伴う住所変更手続きの場合、住民票の提出は必要ないのか。	行政機関の住居表示実施に伴う住所変更手続きについては、住居番号決定通知書を使用することができます。民間企業の住所変更手続きについても、基本的にその通知書を使用することができます。
39	住居表示実施時に、住居番号決定通知書は何部配布されるのか。	配布数はまだ決定しておりませんが、過去の事例では各世帯に12部配布しております。部数については最近住居表示を実施した他自治体の例も参考に考えてまいります。
40	住居表示実施の通知書や証明書に使用期限はあるのか。また、必要となった都度、発行してもらえるものか。	市は通知書や証明書の有効期限を定めていません。使用期限については、受取側次第となります。また、住居表示変更証明書が必要となった場合は、期限を設けず無料で追加発行できます。
41	住居番号決定通知書は、コピーを提出しても良いのか。	コピーでも良いかは受取側次第となります。原本の枚数が足りなくなった場合は、無料で住居表示変更証明書を発行しております。
42	住所変更手続きのために住居番号決定通知書を提出した場合、原本は回収されてしまうのか。	対応については受取側次第ですが、原本を回収されることはありえます。
43	手続きのしおりは、手続き説明会の会場で配布されるのか、それとも各戸に配布されるのか。	住居番号決定通知書等と合わせて各戸に配布することを想定しております。

～手続き等全般～

NO	質問	回答
44	各種手続きのコストは自己負担か。	市が無料で発行する証明書等を使用すれば、基本的には手続き自体に費用はかかりません。その他何か負担が発生した場合は、申し訳ありませんが各自でご負担していただくことになります。
45	電柱に表示板をつけたり対象者にハガキを送付することで税金を使うことになると思うが、対象者から費用を徴収したり、今後増税されることとなるか。	住居表示整備事業実施のために、対象者から費用を徴収したり、増税等を行う予定はありません。
46	表札等の作り替えやカーナビ等の更新について、費用の補助はあるか。	住居表示整備事業は全国的に広く実施されていますが、そのような費用については自己負担となります。
47	市役所の中で手続きが不要なもの、旧住所のまま使用できるものという説明が分かりにくい。住民票や印鑑登録など自身で手続きを行わなくても自動で変更されるのか。	住民票や戸籍等は市の職権で変更いたします。 皆様の手元にある手帳等については、旧住所のまま利用できるという意味で、旧住所のまま使用できるものという記載をしております。
48	住居表示実施日より前に住所変更手続きを始めていいのか。	基本的には、住居表示実施日以降に住所変更手続きをして頂くことになります。 詳細を確認中ですが、法務局のスマート変更登記については、住居表示実施前に申出を行うことが可能であると考えております。（質問No81参照）
49	住居表示実施日付近で免許更新していた場合、次回更新時に住所変更手続きを行ってもよいのか。	運転免許証については、住居表示に伴う住所変更手続きに厳密な期限はないため、次回の更新のタイミングで併せて行っても問題ありません。
50	陸運局の手続きをしなかったらどうなるのか。	手続きを行わなかったとしても、車を失ってしまう等の不都合はありません。 ただし、売買等の権利が動くタイミングでは住所変更手続きが必要になるかと思われます。また、手続きは車検のタイミングで行ってもよいと陸運局から聞いております。

～手続き等全般～

NO	質問	回答
51	陸運局の手続きについて、具体的な書式等はどうなっているのか。	現時点では、申請書の記載方法等、具体的な内容までは把握しておりません。詳細については今後確認してまいります。
52	青色申告の関係で、住居表示実施について税務署の手続きはあるか。	税務署への手続きは必要ありません。
53	インターネットについて、NTT東日本が提供している、コラボ光のようなものは手続きが必要となるのか。	手続きの要否は不明であるため、詳細については今後確認してまいります。現時点ではフレッツ光は手続きが不要であるという点のみ確認しております。
54	私立保育園には何か申請が必要か。	私立の場合は、それぞれの保育園に相談して頂きますようお願いいたします。
55	令和10年10月前後に亡くなった場合、その方の住所変更手続きはどうなるのか。	住居表示実施前に亡くなった場合は、住所は変更されないため手続きの必要はありません。 住居表示実施後に亡くなった場合は、住所が変更されているため、遺族の方に必要に応じて行って頂くことになります。
56	高齢者のサポートはどう考えているのか。	手続き自体の負担を減らせるように関係機関と調整を続けてまいります。 市のサポートとしては、それぞれ事情が異なるかと思うので、どのようなことができるか、個別に話をお伺いしたいと考えております。 また、ご親族の方には申し訳ありませんが、住所変更手続きについてお手伝い頂ければと考えております。

～手続き等全般～

NO	質問	回答
57	高齢者等、手続きができない場合は代行してもらえるのか。	基本的にはご自身で行っていただくことになります。 郵便局はしばらくの間は旧住所でも届けてくれるとの話をいただいているため、少しずつ時間をかけて手続きして頂きたいと思います。 市のサポートとしては、それぞれ事情が異なるかと思しますので、どのようなことができるか、個別に話をお伺いしたいと考えております。 また、ご親族の方には申し訳ありませんが、住所変更手続きについてお手伝い頂ければと考えております。
58	市としてサポートセンターなどを設置して、高齢者など、最後までサポートすることをお願いする。	ご意見として承ります。
59	住所は日本にあるが、一時的に外国に住んでいる方の住所変更手続きに期限はあるのか。	個人の手続きについては厳密に期限が定められているものはないため、帰国したタイミングで手続きしてもらうことになると思われます。
60	30も40種類も住所変更手続きを行うのは大変。自身で行わなければならない住所変更手続きは、最低限どの程度あるのか。	民間企業の手続きも含めると正確な数値を提示することは難しいですが、行政機関の手続きはなるべく手続きが減るように調整しております。民間企業の手続きも、すぐに行わなければならないものはないため、少しずつ手続きをして頂ければと思います。
61	住所に愛着があり、住所の変更手続をせずに旧住所を使い続けた場合はどのようなになるのか。	少なくとも郵便物については、宛先が旧住所でも3年程度届くと確認しております。
62	住所変更手続きは、ネット上の手続きを含めると相当の量がある。行政の手続きを行うために休暇をとる必要も出てしまう。	手続き関係については、引き続き整理してまいります。

～マイナンバーカードについて～

NO	質問	回答
63	マイナンバーカードの住所変更手続きが必要になるのはなぜか。	マイナンバーカードは券面とICチップに住所の情報が記載されているため、カードという物理媒体の情報を書き変える必要があります。
64	マイナンバーカードの住所変更手続きは、予約する必要があるか。	今回の住居表示実施のタイミングでの取り扱いについては関係部署と協議しています。現在、通常の住所変更手続きは予約不要となります。
65	マイナンバーカードの住所変更手続きをした場合、即日交付してもらえるのか。	マイナンバーカードの住所欄がすべて埋まっている等の状況を除き、現在、基本的にはその場でカードを受け取ることができます。
66	マイナンバーカードについて、住所変更を行ったら更新手続きをしたことになるのか。	あくまで記載事項の変更であるため、更新期間が延びるわけではありません。もし更新の期限が近いようであれば、更新のタイミングに合わせて住所変更手続きをしていただくと、手続きの手間が少なくなります。
67	マイナンバーカードの手続きについて、原則本人が行うとのことだが、家族で代行はできるか。	代理人による手続きも可能です。 ただし、マイナンバーカードは国の制度であり、本人確認が厳密に求められているため、原則本人が手続きする旨の案内をしています。 住居表示実施時に配布予定の手続きのしおりに、詳しい手続き方法を記載する予定です。
68	マイナンバーカードの書換等を行う臨時の出張窓口を、公民館や集会所等で行う予定はあるか。 また、平日以外の臨時窓口を開設してもらいたい。	マイナンバーカードの住所変更手続きについて、どのような体制とするか関係部署と協議しております。 意見については関係部署と共有し、体制について検討してまいります。

～マイナンバーカードについて～

NO	質問	回答
69	手続きの説明会の際に、マイナンバーカードの住所変更手続きを併せて実施することはできないか。	手続きの説明会は、住居表示実施の1～2か月前頃を想定しています。このタイミングではまだ住所の変更が行われていないため、説明会時に住所変更手続きを行うことはできません。 マイナンバーカードの住所変更手続きについては、どのような受付体制とするか関係部署と検討してまいります。
70	マイナンバーカードについて、市が新しい住所を記載したラベルシールを送付し、自身で券面にラベルシールを貼ることで、次回更新時まで使用できるようにできないのか。	マイナンバーカードは国の制度であり、本人確認が厳密に求められているため、そのような対応は難しいものと考えております。
71	マイナンバーカードを利用したワンストップサービスは、どの程度が対象となるのか。広めにやってくれとありがたい。	行政機関だけでなく民間企業でもマイナンバーカードの活用が始まっております。また、マイナンバーカードは国の制度であり、その取扱いもめまぐるしく変わっております。住居表示実施までまだ時間があるため、制度に進展等があれば実施時に情報発信したいと考えております。

～登記について～

NO	質問	回答
72	住所変更登記は無料でできるのか。	住居表示実施に伴う住所変更登記は、住居番号決定通知書や住居表示変更証明書を使用し、ご自身で手続きを行えば無料（登録免許税が非課税）でできます。ただし、司法書士に依頼した場合等の費用は自己負担になります。
73	登記について、土地の所在の町名部分（表題部）は変更となるのか。	表題部については、法務局の職権で新町名に変更されます。権利者の住所については、ご自身での手続きが必要となります。
74	住所変更登記は、実印が必要となるのか。	実印は必要ではありません。
75	住所変更登記の手続きは法務局に行かなければいけないのか。	郵送やオンラインでの申請も可能となります。
76	遠方に土地を持っている場合など、管轄の法務局に行けない場合はどうすればよいのか。	通常の住所変更登記であれば、管轄の法務局への郵送やオンラインでの申請も可能となっております。 また、スマート変更登記であれば、複数の不動産を持っている場合、いずれかの不動産を管轄する法務局へ一括して提出することができます。 スマート変更登記の場合も、郵送やオンラインでの申請が可能となっております。
77	法務局まで出向いて手続きするのは大変。	なるべく皆様の負担が減るよう関係機関と協議を続けてまいります。 住所変更登記は、法改正により期限と罰則が設けられましたが、住居表示実施による住所変更は、罰則の対象外となっております。 また、手続きを行わなかったとしても所有権が消失してしまうというような不都合が生じることはないことを確認しております。

～登記について～

NO	質問	回答
78	スマート変更登記について、確認中とのことだが、確認した結果は情報提供してくれるのか。	住居表示実施の1～2か月前頃に配布する手続きのしおりで案内できると考えております。
79	スマート変更登記はどこに申請すればいいのか。	船橋市内の不動産であれば、船橋支局が管轄となります。 通常の申請と同様に窓口、郵送、オンラインのいずれかの申請となります。
80	スマート変更登記は引っ越しをすると自動的に変更されるのか。変更はどのように確認できるのか。	法務局が住所に変更があったことを確認すると、法務局から登録したメールアドレス宛に、職権で登記上の住所の変更をしてよいかという確認の連絡が届きます。これに同意すると法務局の職権で住所が変更されるという流れになります。 そのため、このメールが来たタイミングで変更されることが分かります。
81	住居表示実施日以前に、事前に住所変更手続きを進めることができるものはあるか。	基本的には、住居表示実施日以降に住所変更手続きをして頂くこととなります。 詳細を確認中ですが、法務局のスマート変更登記（登記官が職権で住所変更登記を行う制度）については、住居表示実施前に検索用情報（所有者の氏名、住所、生年月日等）の申出を行うことが可能であると考えております。
82	共有名義の土地も住所変更登記を行う必要があるのか。	権利者の住所については、住所変更を行う必要があります。
83	貸家等の場合、登記は賃借人、所有者どちらが行うのか。	登記は権利者の住所変更が必要となるため、所有者（権利者）が手続きを行うことになります。
84	登記の手続きに関しては今後配布される手続きのしおりに記載があるのか。	登記の手続きについても記載いたします。

～登記について～

NO	質問	回答
85	登記について、個人は手続き無料との説明があったが、法人は印紙代が自己負担となってしまうのか。	法人についても、住居表示実施に伴う住所変更は、住居番号決定通知書や住居表示変更証明書を使用し、ご自身で手続きを行えば無料（登録免許税が非課税）となります。
86	法人登記の住所を変更する場合、新しい住所が記載された住民票は必要か。 また、新住所が記載された住民票はいつから取得できるのか。	住居表示実施に伴う住所変更は、住居番号決定通知書や住居表示変更証明書を使用することができます。そのため、住民票の取得は必要ありません。 また、住居表示実施日以降であれば新住所が記載された住民票を取得できます。
87	既に住居表示が実施されている地域で、実際に住所が変更された住民の住所変更登記はどの程度完了しているのか。	住居表示実施時に住所変更登記を行わず、権利関係が動くタイミングで手続きを行う方も多くおられるため、過去に住居表示を実施した地域において、現在でも、相続や土地の売買に伴う権利者の住所変更登記を行うため、住居表示変更証明書を求める方がおります。

～郵便・宅配について～

NO	質問	回答
88	市役所から郵便局へ住所についてデータを提供する等、住居表示実施後も郵便局が配達できるように情報提供をして欲しい。	市から郵便局に対し、新旧住所がわかる資料を提供する予定です。 また、3年程度は宛先が旧住所でも配達して頂けると郵便局から回答を受けております。
89	郵便局の郵便物は、しばらくの間は旧住所でも配達されることがのだが、他の宅配事業者も同様なのか。	大手の宅配事業者から、旧住所でも配達して頂けると確認しております。旧住所で場所が特定できなかった場合は、送り主や送り先に電話するなど場所を確認するとの話を受けております。
90	住居表示実施直後に宅配物などが届かなくなることはありえるのでは。	住居表示実施直後の宅配物等については、郵便局や大手の宅配事業者から旧住所、新住所のいずれでも届けて頂けると回答を受けております。
91	Amazon等のネットサービスでは何か手続きは必要なのか。	Amazon等のサービスを利用している場合は、ご自身のアカウントの住所を変更して頂いた方が良いと考えております。

～地図について～

NO	質問	回答
92	住居表示実施後にインターネット上の地図で新住所の検索をするとどのようになるのか。新住所を検索しても出てこない場合もあるのか。	市から地図を作成している事業者に、新住所について情報提供を行うため、それぞれの事業者で新住所を反映させることになります。 ただし、地図を作成している事業者は複数存在するため、新住所が反映される時期は事業者によって異なります。
93	Googleマップ等のインターネット上の地図は、いつ新住所が反映されるのか。	インターネット上で確認できる地図は、複数種類あるが、それぞれベースにしている地図が異なっております。 新住所をなるべく早く反映して頂けるよう、市から事業者へ新住所の情報提供を行ってまいります。 しかし、新住所の反映はそれぞれの事業者で行うため、住居表示実施からしばらくの間は新住所が反映されないという状況もありえます。
94	住所がバラバラであるため、ナビなどで上手く自分の家が表示されない問題は、住居表示実施で解消されるのか。	住居表示を実施すればやがて解消されるのではないかと考えております。

～実施後に設置される表示板について～

NO	質問	回答
95	住居番号表示板は、個人の家に設置するということか。	住所がついている建物にそれぞれ設置して頂くことになります。
96	住居番号表示板はいつ頃配布されるのか。	住居表示実施の1～2か月前頃、個別の住所が決まったタイミングで配布する予定です。
97	住居表示未実施地域は、住居番号表示板が設置されていないということでしょうか。また、住居表示実施後は、どのように設置するのか。	住居番号表示板は、住居表示未実施地域には設置されていません。 住居表示実施時に、各戸へ配布する予定となります。設置方法は、ボンドでの貼付や穴をあけての固定等がありますが、住居表示実施時に改めて案内する予定です。
98	住居番号表示板と街区表示板の設置は法的に義務があるのか。	いずれも住居表示に関する法律の中に規定があります。 街区表示板は市が設置し、住居番号表示板は各建物ごとに設置をお願いしております。
99	住居番号表示板の設置に期限はあるのか。	特に期限はありませんが、住居番号表示板を配布したタイミングで、わかりやすい位置への設置をお願いしております。